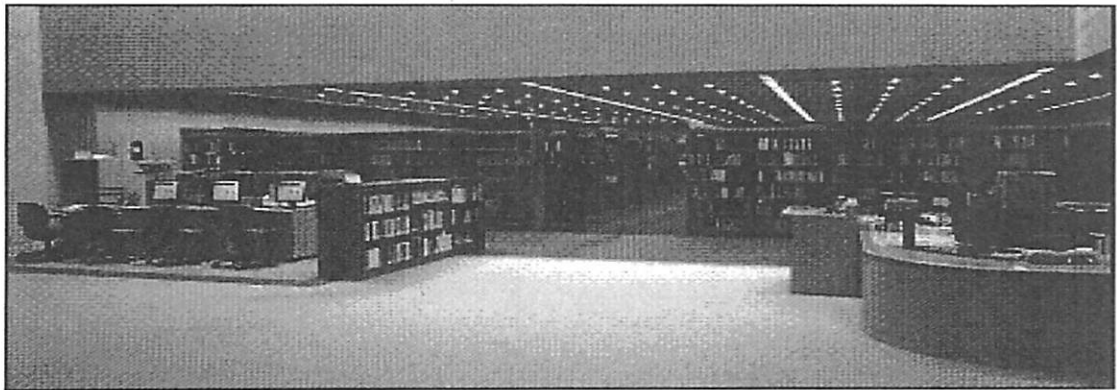


平成26年9月26日  
最高裁判所図書館総務課  
(見学資料)

## 最高裁判所図書館の概要

### 1 沿革

最高裁判所図書館は、昭和23年(1948年)12月21日裁判所法の一部を改正する法律の公布(同日施行)によって、最高裁判所に設置されることになり、翌年の昭和24年(1949年)7月1日に旧大審院図書館の蔵書約6千冊を引き継いで発足しました。その後、昭和49年(1974年)5月に霞が関の庁舎からこの隼町に移転して、現在に至っています。



(4階大閲覧室)

### 2 性格

- (1) 最高裁判所図書館は、裁判所唯一の図書館として、裁判所職員に対し、裁判に必要な資料等を提供するほか、国立国会図書館の支部図書館として、国立国会図書館及び行政部門の支部図書館との間で図書館協力を行うと共に、裁判所以外の司法関係者等(弁護士、法律学を担当する大学教授等)に図書館奉仕を行う法律専門図書館です。  
なお、平成18年4月から、学術研究目的で利用する年齢18歳以上の者(一般利用者)にも公開しています。
- (2) また、最高裁判所図書館は、司法行政官庁としての最高裁判所の所轄の機構であるとともに、国立国会図書館の支部図書館でもあることから、最高裁判所図書館長の職務権限については、裁判所法の規定とともに、国立国会図書館法の規定も適用されます。
- (3) 最高裁判所図書館の果たしている機能としては、次のようなものがあります。
  - ① 裁判所の唯一の図書館として、判例集、法令集、法律図書、法律周辺諸科学の図書、法律雑誌、裁判事務に必要な図書資料の収集整備

- ② 下級裁判所に対する閲覧，貸出し，複写及びレファレンス等の図書館業務
- ③ 法律関係者等に対する図書館奉仕業務
- ④ 国立国会図書館中央館及び支部図書館との間の相互貸借等の図書館協力業務

### 3 規模

(1) 最高裁判所図書館は，多層式図書館で，4階に大閲覧室，洋書閲覧室，特別研究室（耐震工事中）が，5階には事務室，2層構造の書庫等があります。

書庫には空調設備があり，年間を通じて室温22度，湿度55%に保っています。

また，火災に備えて，図書資料を傷めず消火できるハロゲン化物利用による消火装置が設置されています。

(2) 図書館の総面積は，3,065㎡，そのうち閲覧室は1,054㎡（大閲覧室624㎡，特別閲覧室，洋書閲覧室及び特別研究室の合計430㎡），書庫は1,347㎡となっています。



#### (4階書庫)

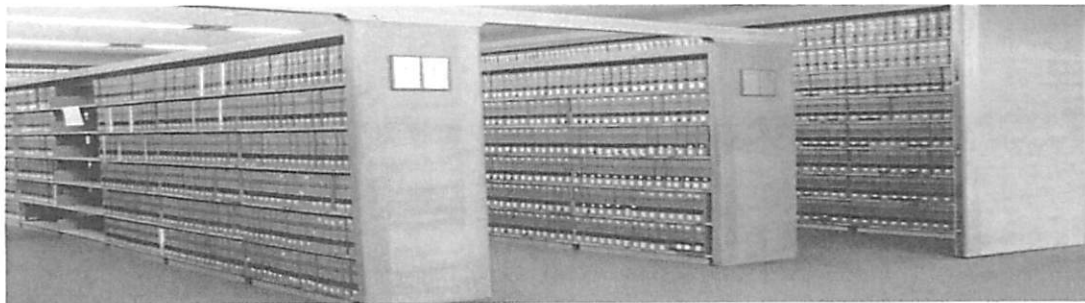
### 4 利用者等（平成25年4月1日から26年3月31日現在における利用者等）

- (1) 利用者（入館者）7,050人
- (2) 貸出し 11,448冊
  - 図書 8,965冊
  - 雑誌 2,460冊
  - 視聴覚資料 23冊
- (3) 複写 8,444枚
- (4) レファレンス（文献調査及び所在調査等）958件
- (5) 蔵書検索アクセス件数 45,401件（裁判所職員27,154件，一般公開18,247件）
- (6) 相互貸借
  - 貸出し 0冊（うち国会図書館0冊）
  - 借受 446冊（うち国会図書館445冊）

### 5 蔵書数（平成26年3月31日現在の蔵書数）

- (1) 図書 271,093冊（視聴覚資料等の非図書資料を含む。）

和書	167,121冊 (61.6%)
洋書	103,972冊 (38.4%)
(2) 雑誌	1,100種
和雑誌	752種 (68.4%)
洋雑誌	348種 (31.6%)
(3) 加除式資料	142種
和資料	130種 (91.5%)
洋資料	12種 (8.5%)



(4階洋書書庫)

## 6 特殊コレクション

最高裁判所図書館の蔵書の中には、歴史的に貴重なものも含まれています。

全国の裁判所に保存されていた明治期に刊行された和図書（いわゆる「明治文庫」）、元大審院長細野長良氏の所蔵であった1800年代中期から1900年代初期に刊行されたドイツの法律書を中心とした図書及び雑誌（いわゆる「明治文庫」「洋書版」）、中央大学の前身である英吉利法律専門学校の創立に参加し、初代校長となられた増島六一郎博士が所蔵されていたコモン・ロー関係の洋書、ロックフェラー財団から寄贈されたナショナル・レポーター・システムに属する1879年から1955年までの米国州判例集等を所蔵しています。

## 7 最高裁判所図書館の最近の動き

### (1) 一般公開

平成18年4月から、弁護士、法学を担当する大学教授・準教授・常勤講師、裁判所に設置された委員会の委員、調停委員等の非常勤職員、司法修習生等の特別利用者に加え、一般利用者として、学術研究を目的とする18歳以上の方にも公開しています。

### (2) 最高裁判所のホームページに図書館のサイトを開設

平成18年7月から最高裁判所のホームページに最高裁判所図書館のサイトを開設し、利用案内を掲載し、かつ、最高裁判所図書館の蔵書の情報を同サイトからも検索ができるようになっています。

### (3) 蔵書データの公開

平成18年4月から当館の業務のIT化を図り、蔵書管理、貸出し、返却等の業務の

ほとんどをシステム化するとともに、約27万冊の書誌情報すべてを電子化しました。

また、平成13年10月から司法情報通信システム（J・NET）上で、全国の裁判所に蔵書検索のツールとして提供しています。

(4) **新着コーナーの設置**

平成22年8月から、4階大閲覧室内に新着図書だけを排架したコーナーを設けて一定の期間、閲覧できるようにしています。

(5) **ウェブ版図書の貸与**

平成23年4月にウェブ版図書（ウエストロー、レクシスネクシス）を導入し、裁判所職員に貸出しをしています。なお、同図書は、アメリカ、イギリス等の判例、法令、雑誌及び新聞等を幅広く収録しています。平成24年4月には、知的財産法に関する法律情報が収録されたウェブ版図書を導入し、同様に貸出しをしています。

(6) **図書のマイクロ化**

最高裁判所図書館の蔵書中、昭和15年から昭和20年代の、いわゆる戦中、戦後の時代に出版された図書資料のうち、酸化等により劣化が進んでいるものについて、順次、マイクロ化を行っています。

(7) **各種検索環境の整備**

- ・ 国立国会図書館とのオンラインによる情報処理システム
- ・ 法律判例文献情報CD-ROM
- ・ 判例情報検索システム

(8) **図書の早期整備**

平成24年4月から、新刊和法律図書の内、入手が容易な図書は、年度末を除き、可能な限り、毎月1日から15日に発刊された図書は翌々月中旬頃を、毎月16日から月末までに発刊された図書は翌々月下旬頃を、それぞれ目処として、システムに登載の上、閲覧、貸出及びレファレンス対応ができるようにしています。



(5階1層)

**8 利用者、利用範囲、利用にあたって**

(1) **利用者（図書館を利用できる者）**

**ア 裁判所職員（常勤職員、出向職員）**

利用できる内容は、貸出し、閲覧、複写及びレファレンス

## イ 特別利用者

利用できる内容は、貸出し、閲覧、複写及びレファレンス

- ①（研）外国裁判官研修員，法務研究員，司法修習生
- ②（裁）調停委員，司法委員，参与員，鑑定委員，裁判所に設置された委員会の委員，その他の非常勤職員
- ③（法）弁護士，外国法律事務弁護士，検察官，公証人，法律学を担当する大学教授・准教授・常勤講師等
- ④（元）元裁判所職員

## ウ 一般利用者

学術研究目的で利用する年齢18歳以上の身分が確認できる者。

来館する場合は、前日の16時30分までの予約が必要です。

利用できる内容は、閲覧、複写及びレファレンス

## エ 相互貸借機関等

- ① 国立国会図書館及び支部図書館の図書館員及び各省庁の職員
- ② 専門図書館協議会加盟館の図書館職員
- ③ 大学図書館及びその他の図書館

## (2) 利用範囲

ア 閲覧（開架式ですので、自由に閲覧ができます）

イ 貸出し（但し、一般利用者は除く）

- ① 貸出し冊数 図書5冊まで・雑誌3冊まで  
（法人弁護士事務所は図書15冊まで）
- ② 貸出し期間 図書3週間，雑誌1週間

ウ 複写（1回の複写枚数に制限あり）

著作権法の範囲内で複写することができます。

エ レファレンス

窓口カウンターでは、排架場所の案内や所蔵図書等の所在調査等の依頼を受けています。

## (3) 利用にあたって


ア 最高裁判所図書館を利用する際には、図書館窓口カウンターで必ず貸出カード（裁判所職員）・利用証（特別利用者・一般利用者）若しくは身分証明書を提示していただきます。

イ 閲覧だけの利用者（特別利用者・一般利用者）については、図書館利用申請書を提出していただきます。

ウ 貸出及び複写をする場合には貸出カード（裁判所職員）若しくは利用証（特別利用者）が必要となります。

エ 最高裁判所内では、撮影禁止です。

(図書貸出カードのサンプル)

図書貸出カード	
最高裁判所図書館	
	
000000000	
氏名	図書館 太郎
	みほん

9 開館時間及び休館日

開館時間は、9時30分から17時までで、休館日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始、蔵書点検期間等です。